

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年 7月11日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 卷 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1736号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（規則第6-75号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(返納の事由及び額等)</p> <p><b>第15条の2</b> 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第20条第1項若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、<u>法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第15条の4</b> (略)</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条</p>	<p>(返納の事由及び額等)</p> <p><b>第15条の2</b> 一般職員給与条例第18条第6項及び市町村立学校職員給与条例第21条第6項の人事委員会規則で定める事由は、通勤手当（1箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年条例第2号。以下「外国派遣条例」という。)第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。)第20条第1項若しくは市町村立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第5号。以下「市町村立学校職員勤務時間条例」という。)第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、<u>又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><b>第15条の4</b> (略)</p> <p>2 月の中途において法第28条第2項の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国派遣条例第2条第1項若しくは公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、一般職員勤務時間条例第20条第1項若しくは市町村立学校職員勤務時間条例第19条第1項の規定により休業をし、教育特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業をし、法第26条</p>

の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 （略）

の5第1項に規定する自己啓発等休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき（次項に規定する場合に該当しているときを除く。）は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月（その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月）から開始する。

3 （略）

#### 附 則

この規則は、平成26年7月11日から施行する。